

障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法に基づき、市内の障害児通所支援事業所の監査を行ったところ、法令違反が認められたため、当該事業所に対して、令和4年1月17日付けで、指定障害児通所支援事業所の指定取消処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業所

- (1) 事業所名
障害児通所支援センターどれみ（中央区矢作町143-5）
- (2) 実施事業及び指定年月日
放課後等デイサービス（平成26年6月1日指定）
- (3) 運営事業者
株式会社レスパイトサービスどれみ（中央区矢作町143-5）
代表取締役 永井 典夫
- (4) 監査年月日
令和2年3月18日（水）、30日（月）

2 行政処分内容及び理由

- (1) 処分内容
放課後等デイサービスの指定取消
- (2) 理由
 - ア 障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号該当）
 - (ア) 少なくとも平成28年4月から令和2年2月までの間、従業員の人員基準を満たしていない状態でサービス提供をしていた。
 - (イ) 人員基準を満たしていなかったにも関わらず、基準を満たしているものとして本市に虚偽の届出を行っていたほか、過去の事業所への実地指導の際にも、適切な人員配置ができているかのように偽造した書類を本市へ提示していた。
また、特定の児童について、実際にはサービス提供を行っていないにも関わらず、サービス提供を行ったかのように書類の偽造をしていた。
 - (ウ) 保護者からの確認を受けるよう定めているサービス提供の記録について、保護者の確認を受けずに、事業所職員があらかじめ用意した印鑑を押印し、確認を受けたものとする不当な行為を行っていた。
 - イ 障害児通所給付費に関する不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号該当）
人員基準を満たせない場合に適用すべき減算を適用せず、算定できない加算を算定する等、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していた。

(3) 指定取消処分日

令和4年1月17日(月)

(4) 効力発生日

令和4年4月1日(金)

※指定取消に伴う現サービス利用者の受け入れ先を確保するため、指定取消処分日から一定期間後の効力発生日とする。

3 返還請求額(現時点で確定している平成28年度分)

9,584,659円(加算金40%を含む。)

※未確定分の不正受給額については確定作業を進め、確定後速やかに返還させる。

4 その他

同法人で運営していた事業所「障害児通所支援センターおんぷ」(令和2年6月1日付廃止)についても、同時期に同様の不正請求が行われていた事実が認められたため、返還請求を行う。

返還請求額(現時点で確定している平成28年度分)

15,070,642円(加算金40%を含む。)

※未確定分の不正受給額については確定作業を進め、確定後速やかに返還させる。

<参考>

放課後等デイサービスとは

就学中の障害児が、学校の授業終了後等に生活能力向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスである。